

((様式5))

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	7 - 4	担当課	長寿介護課
法令名	戦傷病者特別援護法	根拠条項	18 - 1	許認可等の内容	療養手当の支給
1 法令の定め(許認可等要件)					
戦傷病者特別援護法第18条第1項					
知事は、引き続き1年以上病院又は診療所に収容されて第10条の規定による療養の給付(法第17条第1項の規定による療養費の支給を含む。)を受けている者に対し、その者の請求により、療養手当を支給する。					
ただし、同一の事由について、療養の給付と恩給法の規定による増加恩給、傷病年金その他これらに相当する年金給付を受けることができる場合には、その期間、その支給額の限度において、療養手当は支給しない。(法第18条第4項)					
2 その他					
療養手当の支給については、次の事項に留意して行う。					
(昭和38年12月27日付け厚生省発援第1206号厚生省援護局長通知)					
請求者が、療養の給付と同一の事由について年金給付を受給している場合で、					
(1) その年金の月額相当額が法第18条第2項に定める療養手当の月額以上であるとき療養手当の支給は行なわない					
(2) その年金の月額相当額が法第18条第2項に定める療養手当の月額に満たないときその年金の月額相当額と法第18条第2項に定める療養手当の月額との差額を療養手当の支給額とする。					
添付書類					
○ 戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領について					
(昭和38年12月27日付け厚生省発援第1206号厚生省援護局長通知)					
療養手当支給請求書(省令様式第11号)					